

佐藤安紘◎弁護士・NY州弁護士

商品の製造元や販売実績に関する表示が不競法2条1項20号の品質誤認表示に該当すると判断された事例

[知的財産高等裁判所 令和6年7月4日判決 令和5年(ネ)第10112号]

1. 事件の概要

本件は、生ごみ処理機の製造および販売を行う被控訴人が、控訴人が販売する業務用生ごみ処理機についてウェブページ（以下、控訴人ウェブページ）上に広告表示（以下、控訴人表示）をした行為は、不正競争防止法2条1項20号の不正競争（商品の広告等に、その商品の品質等について誤認させるような表示をする行為）に該当し、これにより被控訴人の営業上の利益が侵害されたと主張して、控訴人に対し、損害賠償の支払いを求めた事案です。

本判決は、控訴人が表示をした行為が不正競争に該当すると判断し、損害賠償を認めました。本判決は商品に関するどのような表示が品質誤認表示に該当するかについて規制の趣旨を踏まえた判断を示し、また、品質誤認表示がある場合における5条2項の適用の可否および損害推定の覆滅事由に対する考え方を示したものとして、実務上重要な意義があります。

2. 前提事実

判決文によると、本件の前提事実は、次のとおりです。なお以下では、本判決が原判決を引用している部分につい

て、「原告」「被告」の表記を「被控訴人」「控訴人」にそれぞれ読み替えています。

(1) 被控訴人は、生ごみを分解および消滅させる生ごみ処理機をはじめとする、各種ミキサーの製造および販売を主たる業務とする株式会社である。

控訴人は、業務用の生ごみ処理機等の各種機器の販売および製造委託を業務とする株式会社である。

(2) 被控訴人は、平成4年に業務用生ごみ処理機を製品化し、現在に至るまで、「ゴミサー」との名称で同業務用生ごみ処理機（以下、被控訴人商品）を販売している。

(3) 控訴人は、平成8年ごろから被控訴人商品の販売代理店として被控訴人商品を販売していたが、令和元年ごろ、被控訴人と控訴人との間の被控訴人商品の販売代理店契約が終了したことから、被控訴人からの令和元年5月7日納入分を最後に、被控訴人商品の販売を停止した。

(4) 株式会社A（以下、A社）は、平成14年ごろから「イーキューブ」との名称の業務用生ごみ処理機を製造していたところ、控訴人は、前記(3)の被控訴人商品の販売を終了した後、

A社が製造する上記業務用生ごみ処理機（以下、控訴人商品）を「ゴミサー」の名称で販売するようになり、令和元年5月8日～令和5年4月末に、合計258台を販売した。同販売による控訴人の限界利益の額は1億2368万8021円である。

(5) 控訴人は、令和元年5月8日から、控訴人ウェブページ上において、次の控訴人表示をした（後述の判示部分に直接関わるもののみ取り上げます）。

- ①「生ゴミ処理機ゴミサー製造元 エスキー工機株式会社」
- ②「全国導入実績2,500台以上」「ゴミサー／ゴミサポーターはその処理方法・性能が多くの企業・施設で認められ、おかげ様で現在、全国で2,300台以上が稼働しています」

(6) 控訴人による被控訴人商品の累計販売実績は合計956台、令和5年4月末までの控訴人商品の累計販売実績は258台であり、被控訴人商品と控訴人商品を併せても、前記(5)②記載の販売実績に満たない。

3. 争点

本稿で紹介する判示部分と関連する争点は、次のとおりです。

- (1) 品質誤認表示該当性
- (2) 損害発生の有無および損害額

4. 裁判所の判断

- (1) 品質誤認表示該当性

「不正競争防止法2条1項20号の誤認惹起行為が不正競争に該当し違法とされるのは、事業者が商品等の品質、内容などを偽り、又は誤認を与えるような表示を行って、需要者の需要を不当に喚起した場合、このような事業者は適正な表示を行う事業者より競争上優位に立つことになる一方、適正な表示を行う事業者は顧客を奪われ、公正な競争秩序を阻害することになるからである。

このような趣旨に照らすと、『品質』について『誤認させるような表示』に該当するか否かを判断するに当たっては、需要者を基準として、商品の品質についての誤認を生ぜしめることにより、商品を購入するか否かの合理的な判断を誤らせる可能性の有無を検討するのが相当である」

「(前記2(5)①の)『生ゴミ処理機ゴミサー製造元 エスキー工機株式会社』との表示は、控訴人商品は被控訴人が製造した商品であるとの事実を需要者に認識させるものである。

上記表示がされた期間……において、控訴人は被控訴人の製造した生ゴミ処理機の販売を行っておらず、この期間に控訴人が販売していた生ゴミ処理機はA社が製造した商品(控訴人商品)であったから、上記表示は事実と異なる内容を記載したものである。

生ゴミ処理機のような機械は、その製造者によって、製造される機械が本

来有すべき性能を備えるものとなっているか否か、不具合の多寡などが左右されるといえる。

また、生ゴミ処理機は、小さいものでも1台約100万円、大きいのであれば1台数千万円もする高額の商品であることからすると……その需要者は、生ゴミ処理機の購入に当たっては慎重に検討を行い、その製造者についても、生ゴミ処理機の製造に関する実績を有する者であるか否か等を検討すると考えられ、上記表示を認識した需要者が、インターネット上の検索等により、被控訴人が製造する『ゴミサー』という名称の生ゴミ処理機が長期にわたって販売されてきた事実を把握し、被控訴人が製造元であるとされる控訴人商品の品質を信頼することがあり得るといえる」

以上によれば、前記2(5)①の表示は、「需要者に対し、商品を購入するか否かの合理的な判断を誤らせる可能性がある」。

「(前記2(5)②の)『全国導入実績2,500台以上』との表示は……控訴人商品は、全国で2500台以上が販売されているとの事実を、『ゴミサー／ゴミサポーターはその処理方法・性能が多くの企業・施設で認められ、おかげ様で現在、全国で2,300台以上が稼働しています。』との表示は、控訴人商品は、その処理方法及び性能が多くの企業や施設で認められたため、全国で2300台以上が販売されたとの事実を……需要者に対し認識させるものであると認められる。

他方で……控訴人が令和元年5月8日以降販売している控訴人商品の過去

の累計販売数は2300台に達するものではないことが認められ、少なくとも、(前記2(5)②の)表示……は、いずれも、実際の販売実績とは異なるにもかかわらず、多数の控訴人商品が販売されており、このような販売実績は、控訴人商品のごみ処理方法及びその性能が他の同種商品に比べて優れたものであることに起因することを強調するものであって、その結果、需要者に対し、控訴人商品がその品質において優れた商品であるとの権威付けがされ、また、他の需要者も購入しているという安心感を与えることになるため、需要者が商品を購入するか否かの合理的な判断を誤らせる可能性がある」

- (2) 損害発生の有無および損害額

「控訴人が、控訴人商品の製造元を被控訴人と表示し、控訴人商品の販売実績として実際よりも多い数値を表示した品質誤認表示によって、控訴人商品及び被控訴人商品の売上げに影響が及び、被控訴人の営業上の利益が侵害され、損害が発生したものと認められる。

そして、控訴人の品質誤認表示による被控訴人の損害については、不正競争防止法5条2項が適用され、(控訴人表示をしていた)期間において控訴人が控訴人表示によって受けた利益の額が被控訴人の受けた損害の額であると推定される」

「不正競争防止法5条2項が適用されるためには、被侵害者に、侵害者による不正競争がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在することが必要と解されるから、そのよ

うな事情が認められない場合には、同項による推定が覆滅されるものと解される。そして、同法2条1項20号による不正競争においては、市場において競業他社が複数存在する状況において、侵害者の品質誤認表示がなかったとした場合に、特定の被侵害者の売上げのみが増加するという定型的な関係を認めることは困難であるから、他の類型の不正競争の場合に比較して、推定の覆滅が広く認められるべきであり、推定覆滅の事由としては、①侵害者と被侵害者の業務態様等に相違が存在すること（市場の非同一性）、②市場における競合品の存在及び被侵害者の市場占有率、③侵害者の営業努力（ブランド力、宣伝広告等）、④侵害品の性能（機能、デザイン等品質誤認表示以外の性能）など、被侵害者の現実の損害が、侵害者の得た利益よりも少ない事情を考慮すべきである」

「(本件に表れた)事情を総合すると、控訴人表示による損害額の算定における推定覆滅の割合は、5割と認めるのが相当である」

5. 考察

(1) 品質誤認表示該当性

本件では、控訴人商品の品質に直接的に言及する表示ではなく、控訴人商品の製造元や販売実績などのように、その品質に間接的に関わる事実と言及する表示の品質誤認表示該当性が争点になっています。

このような間接的な表示も不競法2条1項20号の規制対象になり得ますが、直接的な表示ではないため、どのような表示であれば品質誤認表示に該

当するの、その外延は必ずしも明確ではありません。近時の大阪高判R3.3.11では、そのような間接的な表示は「需要者が当該表示を商品の品質や内容等に関わるものと明確に認識し、それによって、20号所定の本来的な品質等表示と同程度に商品選択の重要な基準となるものである場合」に限り品質誤認表示に当たるとしていました。

本判決は、2条1項20号の規制の趣旨を確認し、表示が直接的か間接的かを問わず、その表示により需要者が商品購入の合理的な判断を誤る可能性があるか否かを判断基準としました。そのうえで、商品の性質・価格や表示の具体的内容等を踏まえ、需要者がその表示からどのような意味で「品質」と理解し得るのかを詳細に認定判断しています。本判決の具体的な当てはめは、間接的な表示の品質誤認表示該当性の外延を考えるうえで、大変参考になる判示です。

(2) 損害額

不競法2条1項20号違反があった場合、5条1項および3項の適用は条文上排除されていますので、2項の適用を考えることになります。従前は、品質誤認表示があったとしても、侵害者の利益が被侵害者の損害と一致する関係にあるとは必ずしもいえないため、2項も適用されないとする裁判例もありました（原産地誤認の事例ですが、那覇地判H25.2.13など）。

最近の損害論の実務としては、知財高判H25.2.1大合議判決以降、2項の推定規定の適用自体は柔軟に認められているといえます。ただその場合でも、品質誤認表示の場合は、侵害者の利益のなかに品質誤認表示と無関係の利益が含まれていると考えられることから、他の事件よりも推定覆滅の割合が大きく認定される傾向があります（知財高判R3.3.30（95%覆滅）、知財高判R4.1.27（91%覆滅））。

本判決が5条2項の適用を認め、5割の推定覆滅を認めたことは前記の最近の実務に沿ったものですが、本判決で注目されるのは、一般論として「他の類型の不正競争の場合に比較して、推定の覆滅が広く認められる」と述べている点です。今後、品質誤認表示の事案で推定覆滅割合を争う場合には、この一般論を前提に議論を組み立てる必要があるでしょう。

(3) 手続き上の争点

なお本件では、控訴審における控訴人による推定覆滅事由の主張が「時機に後れた攻撃防御方法」に該当するかも争われました。

日本の民訴法は統審主義の原則を採用しており、「時機に後れた」か否は、第一審以来の訴訟手続きの経過を踏まえて判断されます（最判S30.4.5）。

本判決でも、原審での具体的な訴訟経過を踏まえ、「時機に後れた」ものではないと判断されました。

さとう やすひろ

2009年弁護士登録後、企業間紛争および知財法務に従事。特に、技術やデザインと英語が関わる紛争および交渉を扱う。2013～14年Sughrue Mion PLLC (DC) およびKenyon & Kenyon LLP (NY) 勤務。2020年KTS法律事務所共同設立。